DMARC / 25 Analyze サービス利用約款

株式会社 TwoFive

第1条（本利用約款の目的）

DMARC / 25 Analyze サービス利用約款(以下、「本利用約款」という)は、株式会社 TwoFive(以下、「弊社」という)が提供する DMARC / 25 Analyze サービス(以下、「本サービス」という)の利用条件について定めることを目的とします。

第2条（本サービスの内容）

(1) 本サービスは、DMARC に関してのレポート(以下 DMARC レポート)を、弊社が提供するプラットフォームと通信し、DMARC レポートをプラットフォームに保存するとともに、弊社又は第三者が提供するシステム等と所定の方法によって通信することを可能にするサービスです。
(2) お客さまの名前、メールアドレス又はドメインを騙ってメールを送信しているなりすましメール(以下、なりすましメール)の検知を支援します。なお、その概要については、別紙に定めるものとします。
(3) 弊社は、機能の追加、拡張、変更又は削除等、本サービスの内容を予告なく変更することがあります。

第3条（契約の成立）

(1) 本サービスの利用契約(以下、「利用契約」という)は、弊社がお客さまの申込に対して承諾の意思表示を行ったときに成立するものとします。
(2) 弊社は、お客さまについて次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、本サービスの申込に対して承諾を行わないことがあります。
   i. 本利用約款に違背して本サービスを利用することが明らかに予想される場合。
   ii. 弊社に対して負担する債務の履行について現に遅滞が生じている場合又は過去において遅滞の生じたことがある場合。
   iii. 弊社が指定した DMARC レコードが広報されていない場合、又は本サービスのご利用までに広報することが不可能な場合。
   iv. 本サービスの申込に際して弊社に対し虚偽の事実を申告した場合。
   v. 第 21 条第 1 項に定める反社会的勢力に該当する場合。
   vi. 前各号に定める場合のほか、弊社が業務を行ううえで支障がある場合又は支障の生じる恐れがある場合。

第4条（担当者の登録）

申込時にお客さまは本システムを利用する担当者を定義して頂く必要があります。本システムの利用は登録された担当者以外は出来ません。複数の担当者がアクセスを行いたい場合にはアクセスする人数分の登録が必要です。

第5条（禁止行為）

(1) お客さまは、本サービスを利用して、次の各号に掲げる行為を行い、又は第三者に行わせてはいけません。
   i. 法令又は公序良俗に反する行為。犯罪行為又は犯罪行為に結びつく恐れのある行為。
   ii. 弊社若しくは第三者の商標権、著作権等の知的財産権を侵害する行為又は侵害する恐れのある行為。
   iii. 第三者のプライバシーを侵害する行為又は侵害する恐れのある行為。
   iv. 弊社の設備に過大な負荷を与える行為。
   v. 前各号に掲げるほか弊社が不適切と判断する行為。
   vi. DMARC レポートの可視化やメールのなりすまし防止等を主眼とした、本サービスに類似のサービスの運営又は類似する製品の開発、販売、その他商行為
(2) 弊社は、お客さまが前項の禁止行為を行い、又は第三者に行わせているときは、直ちに無催告で本サービスの提供を停止することができるものとします。
(3) お客さまが本条(1)の禁止行為に抵触する行為を行ったことに起因して、弊社が何らかの損害を被ったと客観的に判断できる場合、弊社はお客さまに損害賠償を請求することができます。

第6条（契約上の地位の処分の禁止等）

お客さまは、弊社の承諾がない限り、本利用約款にもとづくお客さまの地位、権利又は義務について、これを第三者に譲渡し、又は担保に供することができません。

第7条（レポートデータの維持、管理等）

(1) 弊社は、理由の如何にかかわらず、弊社が適切と判断する方法及び時期に、利用者の承諾を得ることなく、レポートデータを削除することができるものとし、当該削除に関し、利用者及び第三者に対し何らの責任も負わないものとします。
(2) 利用者は、第 15 条の定めにかかわらず、いかなる場合においてもレポートデータを削除することはできないものとします。
(3) 弊社は、メッセージデータについて、本サービスの円滑な提供の確保若しくは本サービスの運用のため、又は弊社のサービスの研究開発目的で、メッセージデータの性質、 分量などの解析、分析、加工、複製その他の利用ができるものとします。

第8条（知的財産権）

本サービスに関する知的財産権は、弊社又は弊社へのライセンサーに帰属します。本サービスの利用に際してお客様へ移転する知的財産権はありません。

第9条（責任・保証）

(1) 弊社は、お客さまが本サービスを利用している期間中、DMARC / 25 Analyze に関連して使用される 弊社 提供の本サービスが稼働している設備(以下、「本設備」という)が実質的に稼働するよう合理的な努力を払うことを表明し保証します。ただし、本設備に対する不適切な利用(お客さまご担当者以外による操作を含みます)がなされた場合、本条に規定された保証は無効となります。契約申込者の使用上の過誤、登録された担当者以外の第三者に使用させた場合等によって生じる一切の損害の責任は、契約申込者が負うものとし、弊社は一切責任を負わないものとします。
(2) 本サービスにかかわるシステム上に本来機能するべき機能が動作しないなどの瑕疵があり、かつこれが専ら 弊社の責めに帰すべき事由による場合で、契約申込者から 弊社 に対して請求があ

ったときは、弊社は、無償で、欠陥設備の修理、交換又は設定等の修正を速やかに行うものとします。ただし、弊社が合理的範囲で瑕疵の治癒、その他の修補の努力を試みたにもかかわらず本来の機能を回復できない場合は、この限りではありません。

(3) 弊社の契約申込者に対する損害賠償の責任金額は、当該原因が発生した直前の 12 か月間に契約申込者から支払われた料金金額の合計を限度とします。

第10条（本サービスの提供の中断）

第 11 条に定める事由に該当する場合のほか、次に掲げる事由がある場合は、弊社は本サービスの一部又は全部の提供を中断することがあります。

(1) 技術上、保守上、その他弊社の事業上やむを得ない事由が生じた場合
(2) 同一セッション内に必要以上に大量の通信があったと弊社が認めた場合

第11条（不可抗力）

弊社は、天災、疫病の蔓延、悪意の第三者による妨害行為又は本サービスの提供に際して弊社が利用する電気通信事業者の設備の故障等、弊社に責任のない事由により、お客さまが本サービスを利用することができなくなった場合であっても、これによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。

第12条（非保証及び免責）

(1) 本サービスは、お客様の名前、メールアドレス又はドメインを騙ったなりすましメールすべてについて、検知、遮断できることを保証するものではありません。
(2) 弊社は、次の各号に掲げるいずれかの事由によりお客さま又は第三者に損害が生じた場合において、損害の賠償その他一切の責任を負いません。
   i. なりすましメールを検知、遮断できなかったこと、及び正規のメールをなりすましメールと誤判定すること。
   ii. 本サービスの利用によりお客さまのシステム、データ又は通信に障害が生じたこと。
   iii. 本サービスを提供するための弊社の設備の故障、ネットワークの障害等によりお客さまが本サービスを利用できなかったこと。
   iv. 弊社サービスを提供しているサーバ等に蓄積若しくは保存されたデータ等の滅失、損傷、漏洩。
(3) 弊社は、本サービスの停止又は、弊社サービスを提供しているサーバ等に蓄積若しくは保存されたデータ等の滅失、損傷、漏洩、その他本サービスに関連して生じた損害について、データ等の復旧、損害の賠償その他一切の責任を負いません。
(4) 弊社は、第 9 条に定める場合を除き、本サービスに関する事項についていかなる保証も行わず、いかなる担保責任も負いません。

第13条（料金の支払）

(1) お客さまは、本件サービスの提供を受ける対価として、弊社もしくは販売店に対し、発注書に定める所定 の利用料金(以下「本件サービス料金」といいます)並びに消費税（以下、本件サービス料金 と総称して「本件サービス料金等」といいます)を支払うものとします。なお、支払条件については、請求書記載の条件に従うものとします。
(2) 本件サービス料金等の支払は、弊社もしくは販売店の指定する銀行口座に振込むことにより行うものとし、振込み手数料は、お客さまの負担とします。

第14条（サービス料金不払時の措置）

(1) 正当な理由を記載した文書による申し出をすることなく、弊社もしくは販売店の発行する請求書記載の支払期日までに、お客さまが本件サービス料金等を支払わなかった場合、弊社もしくは販売店はお客さまに対して、事前に通知した上で、本件サービスの全部又は一部を停止することができるものとします。
(2) お客さまが弊社もしくは販売店に対し、前項所定の支払期日までに本件サービス料金等を支払わなかった場合、お客さまは弊社もしくは販売店に対し、年利 6%の割合で遅延損害金を支払うものとします。

第15条（本サービス料金等の変更）

(1) 経済情勢、公租公課等の変動により本件サービス料金等が不相当となり変更の必要が生じたときは、弊社もしくは販売店は本件サービス料金を変更することができるものとします。
(2) サービス料金の変更は原則として弊社もしくは販売店から 60 日前までにお客さまへ告知することとします。
(3) 本件サービス料金が暦月の途中で変更された場合、変更された本件サービス料金は、翌月の初日から適用されるものとします。
(4) お客さまは前二項の定めに従って変更された「料金表」に不服がある場合は、第 17 条の定めにかかわらず、弊社もしくは販売店に 本契約の解約を申し入れ、料金表が変更された日が属する月の翌月以降の契約を解約することができるものとします。

第16条（利用期間及び更新）

(1) 本サービスは、最低利用期間を 1 年間とし、本サービスの利用開始は、お客さまと弊社で事前に定めた期日とします。
(2) 利用期間の終了後はお客様のアクセスに必要な認証情報は失効するものとし、本サービスへのアクセスができません。

第17条（契約者が行う解約）

(1) お客さまが利用契約の解約を希望する場合は、弊社所定の書類に必要事項を記入の上、本サービス利用期間終了日から 30 日前までに弊社に提出することにより、利用契約を解約することができるものとします。
(2) 最低利用期間中に解約することはできません。お客さまの都合により、本サービスを利用期間終了前に解約した場合、また本サービス利用終了時に未払いの本件サービス料金等その他の料金がある場合、お客さまは、直ちに当該料金等を支払うものとします。

第18条（弊社の行う解除）

(1) 弊社は、お客さまについて次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、直ちに無催告で本サービスの解除を行うことができるものとします。
   i. 本利用約款の定める義務に違背した場合。
   ii. 破産手続その他の倒産手続の申立が行われた場合。
   iii. 弊社に対し虚偽の事実を申告した場合。
   iv. 前各号に定める場合のほか、弊社が業務を行ううえで重大な支障がある場合又は重大な支障の生じる恐れがある場合。

(2) 弊社は、本条に定める解除を行った場合であっても、そのお客さまに対する損害賠償請求権を失わないものとします。

第19条 (契約者情報)

(1) 弊社は、お客さまが本サービスに自ら登録・入力した、お客様固有の情報であってアクセス制御機能が施されているもの（以下「契約者情報」といいます。）を、お客さまの同意なく参照、閲覧等して利用しません。

(2) 前項の定めにかかわらず、弊社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者情報を、正当な範囲で参照、閲覧等（当該各号において定める場合には第三者に開示することを含む。）することがあるものとします。

i. 刑事訴訟法第 218 条その他同法若しくは犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分が行われた場合において、当該処分の範囲で開示する場合

ii. 生命、身体又は財産の保護のために必要があると弊社が判断した場合において、当該保護のために必要な範囲で利用、開示する場合

iii. 弊社が本サービスを運営するために必要な範囲（利用料金の算定、設備の維持等）において契約者情報を参照する場合

第20条 (秘密情報の取り扱い)

(1) 本利用約款において、秘密情報とは、以下の情報をいうものとします。

i. 秘密である旨の表示をした書面（電子的形式を含む。）で開示された相手方固有の業務上、技術上、販売上の情報

ii. 秘密である旨明示して口頭又はデモンストレーション等により開示された相手方固有の業務上、技術上、販売上の情報であって、開示後 10 日以内に相手方から書面（電子的形式を含む。）で提示された情報

iii. 利用契約の内容（ただし、本規約及びサービス公開ホームページに掲載されている内容を除く。）

(2) 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、前項における秘密情報から除くものとします。

i. 開示を受けた際、すでに自己が保有していた情報であって、その事実を信頼すべき証拠によって証明できる情報

ii. 開示を受けた際、すでに公知又は公用であった情報

iii. 相手方から開示された後、自己の責によらず公知又は公用となった情報

iv. 正当な権原を有する第三者から入手したものであることを立証できる情報

v. 相手方から開示を受けた情報によらず、独自に開発した情報

(3) お客さま及び弊社は、それぞれ相手方から開示された秘密情報を秘密として保持し、本サービスの利用のために（また弊社においては本サービスの運営、開発等のために）知る必要のある自己の役員及び従業員以外に開示、漏洩してはならないものとします。また、お客さま及び弊社は、秘密情報の開示として相手方から受領した資料（書面のほか、E-mail 等のネットワークを介して受信した秘密情報を有形的に固定したものを含み、以下「秘密資料」といいます。）を善良な管理者の注意をもって保管管理するとともに、第三者に譲渡、提供せず、また当該役員、従業員以外の者に閲覧等させないものとします。

(4) 前項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合、お客さま及び弊社は、相手方の秘密情報及び秘密資料を第三者に開示、提供することができるものとします。

i. 必要があって当該情報の取扱いを第三者に委託する場合

ii. 当該情報を法令の範囲内で共同利用する場合

iii. 依頼した弁護士、公認会計士その他法令上守秘義務を負う専門家に開示する場合

(5) お客さま及び弊社は、相手方から開示された秘密情報を、本サービスのためにのみ利用するものとし、その他の目的に利用しないものとします。

(6) お客さま及び弊社は、本サービスの利用のために必要な範囲で秘密資料を複製することができるものとします。なお、秘密資料の複製物（以下本条において「複製物」といいます。）についても本条の定めが適用されるものとします。

(7) お客さま及び弊社は、相手方から要求があった場合、又は、サービス利用契約が終了した場合、遅滞なく秘密資料（複製物がある場合はこれらを含む。）を相手方に返却、又は、破棄若しくは消去するものとします。なお、秘密資料を返却、破棄若しくは消去した後も、本条に定める秘密保持義務は有効に存続するものとします。

(8) お客さま及び弊社は、相手方の秘密情報を知ることになる自己の役員及び従業員に本条の内容を遵守させるものとします。

(9) 第 3 項にかかわらず、お客さま及び弊社は、法律、裁判所その他の公的機関の強制力を伴う命令、決定、処分、要求又は要請に基づき、必要な範囲で秘密情報及び秘密資料を開示することができるものとします。ただし、開示に先立ちその旨を相手方に通知しなければならないものとします。

(10) お客さまが保有する個人情報（「個人情報の保護に関する法律」第 2 条第 1 項に定めるものをいう。）でその旨明示のうえ開示された情報及び当該個人情報の開示のために本人から受領した資料（第 3 項の資料と同種のものをいう）についてはそれぞれ、本条における秘密情報及び秘密資料と同じ取扱いを行うものとします。ただし、第 2 項は個人情報には適用されないものとします。

(11) 本条の規定は、利用契約が終了してからも 3 年間、有効に存続するものとします。

第21条（反社会的勢力の排除）

(1) 弊社及びお客さまは、現在及び将来にわたって、自己又は自己の役職員が暴力団、暴力団の構成員、暴力団関係企業、その他の反社会的勢力(本利用約款において、「反社会的勢力」という)でないことを表明し、保証するものとします。

(2) 弊社及びお客さまは、暴力的又は脅迫的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、その他これらに準ずる行為を行わず、又は第三者をして行わせしめないことを表明し、保証するものとします。

(3) 弊社及びお客さまは、相手方が前 2 項に定める表明保証に反した場合は、第 17 条、第 18 条のさだめにかかわらず将来に向かって直ちに利用契約を解除できるものとします。

第22条（個人情報の保護）

(1) 弊社は、本サービスの提供に際し契約者より取得した個人情報を法令及び弊社が公表する「個人情報保護方針」に基づき適切に保護するものとします。

(2) 弊社は、契約者の個人情報を下記の目的で使用いたします。

i. 本サービス等の各種サービスの提供のため

ii. 契約、解約、変更・更新、停止、解除、追加等のお客様管理のため

iii. 請求処理、入金確認、支払の督促等の業務のため

iv. 現在提供のサービス、新サービス開発に対するご意見の聴取のため

v. 本サービスの利用状況を把握し、お客様により満足いただけるよう本サービスを改良するため

vi. 営業活動において、お打ち合わせ、商品紹介などで訪問させていただくため
vii. 弊社の広告宣伝に対してご興味を持っていただいた方に、更に詳しい資料、商品情報をご提供するため

(3) 弊社は、前項の使用範囲内で業務委託先に契約者の個人情報を開示することができるものとします。
(4) 弊社は、弊社が公表する「個人情報保護方針」のいずれかに該当する場合には契約者の個人情報を第三者に開示することができるものとします。

第23条（サービスの終了）

(1) 弊社は、本サービスの提供を終了するときは、お客さまに対してサービス提供終了 30 日前に、事前に通知するものとします。但し、緊急の場合はこの限りではありません。
(2) 弊社は、理由の如何を問わず、第 1 項の通知を行うことにより本サービスの終了によってお客さまが被った損害について、一切の責任を負いません。

第24条（準拠法及び裁判管轄）

(1) 本利用約款の準拠法は、日本国の法令とします。
(2) 本利用約款に関する訴えについては、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第25条（本利用約款の改定）

(1) 弊社は、実施する日を定めて本利用約款の内容を改定することがあります。その場合には、本利用約款の内容は、改定された本利用約款の実施の日から、改定された内容に従って変更されるものとします。
(2) お客様は、改定される約款の内容に不服がある場合には弊社に対して申立を行うことができます。また、その申立に対してお客様と弊社との間で協議を行い、それでも双方の合意に至らない場合には、第 17 条の定めに係わらず、お客様は、解約日が属する月の翌月以降の契約を解約することができるものとします。
(3) 前項に基づき解約を行う場合、弊社は解約日が属する月の翌月以降分の残契約月数に年間費用の 12 分の 1 を乗算した金額を返金するものとします。

別紙

1. サービスの概要

クラウド型サービスにより、お客さまの名前、メールアドレス又はドメインを騙ったなりすましメールの発生状況のレポート機能、及び、アラート機能を提供する。

2. 利用期間・更新

(1) 利用期間は、1 年間
(2) 利用期間の満了日までに更新を拒絶する旨の通知がない限り、同一の内容・期間をもって更新とする

3. トライアル利用

トライアル期間	なお、トライアル期間の満了日の翌日から、本サービスの正式利用(有償)が自動的に開始されます。正式利用を希望しないお客さまは、トライアル期間の満了日までに、本サービスの解約のお申し出をしてください。
利用可能回数	トライアル利用は、お客さまにつき 1 回のみ利用することができるものとします。 本サービスを追加利用する場合には、トライアル利用はできません。
注意事項	本サービスの一部機能及び一部オプションについては、トライアル期間中も有料とします。

4. 品質保証制度・SLA

適用はありません。

5. 契約内容

(1) 契約区分　　：　　□正規利用　　□トライアル
(2) 契約期間　　：　　20　　年　　月　　日　～　20　　年　　月　　日